

請求 部分	所在	久喜市江面字東前谷				地番	437番42	
出縮 力尺	1/600	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)			補事 記項	

2024/04/15 11:56 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000137889
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	久喜市大字江面字東前谷			[余白]	
	久喜市江面字東前谷			平成22年3月23日合併に伴う変更 平成22年4月7日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 改 歩 留	原因及びその日付〔登記の日付〕	
437番1	宅地	⑩	140:42	[余白]	
[余白]	[余白]		403:00 :	③437番1、437番39に分筆 〔昭和43年3月12日〕	
[余白]	[余白]		377:28 :	③437番1、437番57に分筆 〔昭和53年4月19日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日	
			:		
			:		

〈審査基準〉

条例第5条第1項第2号イ審査基準

市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅

1 開発行為を行う者

開発行為を行う者は、社会通念に照らし、新たに自己の居住のための住宅を建築することが相当と認められる者であって、久喜市又は久喜市に隣接する市町の市街化調整区域に、自己の親族が20年以上居住し、かつ、現在、久喜市又は久喜市に隣接する市町の市街化調整区域に居住する親族を有する者

2 開発区域

開発区域は、既存の集落内に存する土地であって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 開発行為を行う者が所有している土地
- (2) 開発行為を行う者の親族が所有している土地

3 予定建築物

予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する専用住宅であること。

○ 条例第5条第1項第2号イの審査基準の改正及び経過措置について

（令和2年9月28日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この審査基準は、令和2年10月1日から施行する。ただし、条例第5条第1項第2号イの審査基準の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第5条第1項第2号イの審査基準は、令和3年10月1日以後に提出される法第29条第1項の規定による許可の申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に提出された申請については、なお従前の例による。ただし、令和3年10月1日以後に提出される申請であっても、当該申請が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）に基づく農用地区域からの除外の手続が必要となる土地に係るものであり、かつ、当該土地について令和3年11月（予定）の除外申出期間までに申出がされているもの（同年9月30日までに久喜市開発行政に関する相談事務処理要領第3に規定する相談票が提出されているものに限る。）であるときは、なお従前の例による。

久喜市道路台帳図(写)



配水管路図

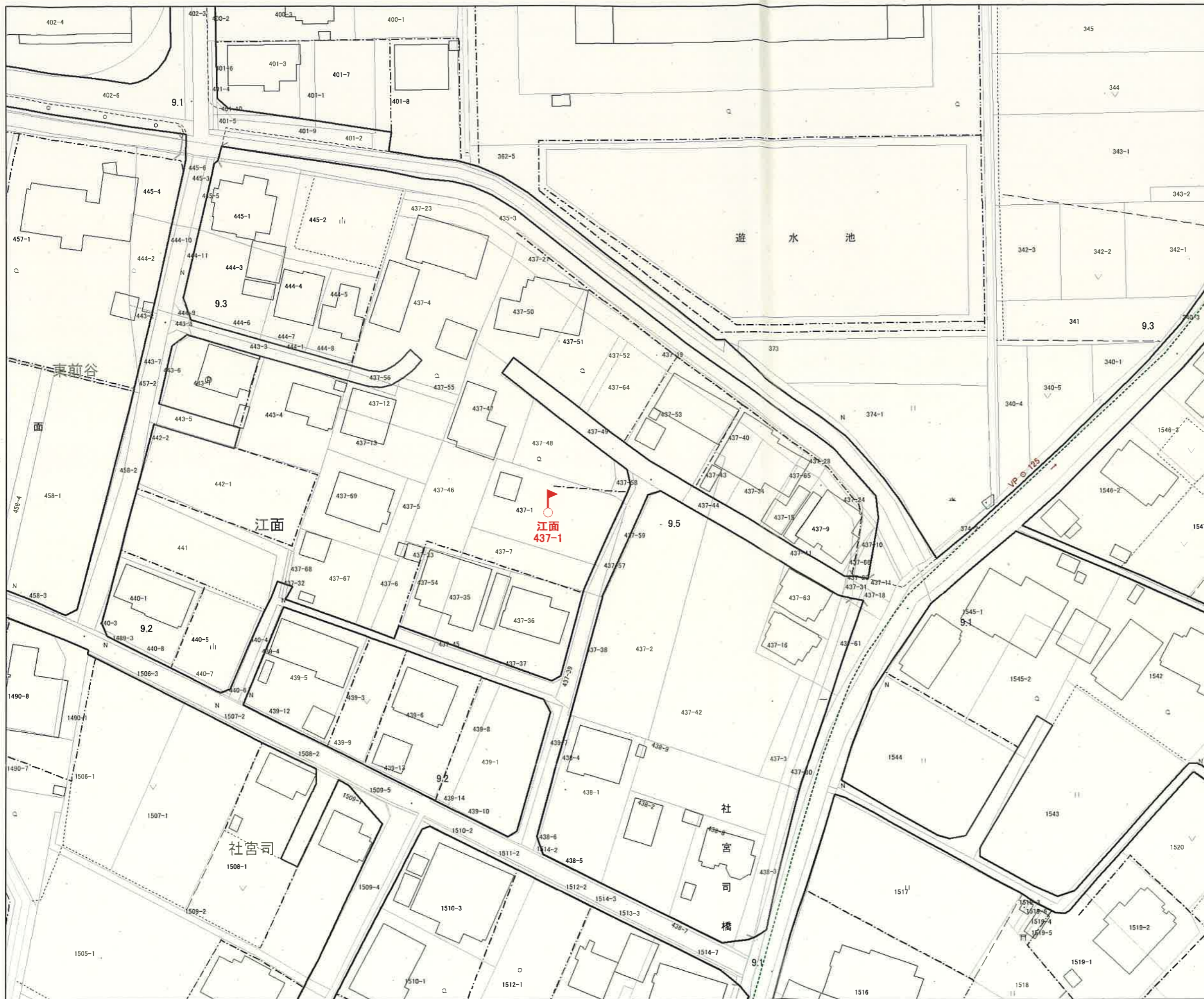


凡例

- M メータ
- M 量水器確認済
- M 量水器(位置不確実)
- M 集合住宅メータ
- × 止水栓
- ◀ 排泥先(ドレン)
- × 止水栓
-] 栓止
- ⊗ 制水弁
- ⊙ 排泥弁
- ⊕ 水源
- ▷ 片落管
- 管種・年度・工区変更点
- 配水管
- 給水管
- - - 給水管(位置・管種・口径不明)
- 集合住宅給水管

この管理図に記載された情報は参考であり
 実際とは異なる場合があります。特に給水管
 については必ずしも正確ではありませんので、
 必ず試掘調査等により確認してください。
 また、管理図の内容については責任を負い
 かねます。

下水道台帳図



凡例

- Ⓣ 宅地樹
- | 管止め(汚水)
- 0号人孔
- 1号人孔
- 2号人孔
- 3号人孔
- ◎ 4号人孔
- △ 5号人孔
- Ⓟ マンホールポンプ
- ▽ 塩ビ人孔
- Ⓡ 小型レジン
- ② 小型人孔(200mm)
- ③ 小型人孔(300mm)
- ④ 小型人孔(400mm)
- ⑤ 小型人孔(450mm)
- ⑥ 小型人孔(500mm)
- ⑦ 小型人孔(600mm)
- ⑧ 小型人孔(700mm)
- Ⓢ 楕円人孔
- Ⓣ 特1号人孔
- 特殊人孔
- ⇒ 合流幹線
- ⇒ 合流幹線(圧送)
- ⇒ 合流枝線
- ⇒ 合流枝線(圧送)
- ⇒ 汚水幹線
- ⇒ 汚水幹線(圧送)
- ⇒ 汚水枝線
- ⇒ 汚水枝線(圧送)

この管理図に記載された情報は参考であり
 実際とは異なる場合があります。試掘調査等
 により確認してください。

令和06年4月25日
 久喜市下水道事業